

平成 21 年 5 月 31 日

横浜市港北区長 様

港北区区民利用施設協会
会長 大谷 宗弘

平成20年度 菊名コミュニティハウス 事業報告書

- 1 収支決算書
- 2 利用者数
- 3 自主事業実施報告
- 4 苦情対応状況報告
- 5 サービス向上及び経費節減努力事項報告
- 6 備品一覧
- 7 修繕一覧
- 8 委託内容一覧
- 9 菊名コミュニティハウス委員会設置要綱
- 10 菊名コミュニティハウス委員会名簿
- 11 菊名コミュニティハウス委員会及び利用者会議開催実績
- 12 菊名コミュニティハウス職員名簿
- 13 港北区区民利用施設協会経理規程
- 14 港北区区民利用施設協会就業規則
- 15 利用者からの意見聴取集計結果
- 16 職員研修実施実績等

平成 20 年度 事業別収支計算書

[会計区分] 一般会計
[事業] 菊名コミハウス

自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日

14 頁
(単位:円)

勘 定 科 目	当初予算額	予算現額	決算額	差異	執行率
I. 収入の部					
(収入の部)	23,577,000	23,577,000	23,626,486	-49,486	100.2
指定管理料	22,966,000	22,966,000	22,966,000	0	100.0
事業収入	100,000	100,000	127,700	-27,700	127.7
参加費	100,000	100,000	127,700	-27,700	127.7
雑収入	511,000	511,000	532,786	-21,786	104.3
印刷代	250,000	250,000	187,094	62,906	74.8
自動販売機手数料	200,000	200,000	250,113	-50,113	125.1
預金利子	1,000	1,000	340	660	34.0
その他	60,000	60,000	95,239	-35,239	158.7
当期収入合計	23,577,000	23,577,000	23,626,486	-49,486	100.2
II. 支出の部					
(支出の部)	23,577,000	23,577,000	23,626,486	-49,486	100.2
1 人件費	15,892,000	15,892,000	15,934,224	-42,224	100.3
給与	9,550,000	9,550,000	9,549,720	280	100.0
社会保険料	1,321,000	1,321,000	1,342,607	-21,607	101.6
健康保険料	455,000	455,000	455,431	-431	100.1
厚生年金保険料	696,000	696,000	741,474	-45,474	106.5
児童手当拠出金	9,000	9,000	12,686	-3,686	141.0
雇用保険料	102,000	102,000	88,345	13,655	86.6
労災保険料	59,000	59,000	44,671	14,329	75.7
賃金	4,650,000	4,650,000	4,655,760	-5,760	100.1
職員賃金	4,650,000	4,650,000	4,655,760	-5,760	100.1
通勤手当	332,000	332,000	347,760	-15,760	104.7
健康診断費	21,000	21,000	20,377	623	97.0
勤労者福祉共済掛金	18,000	18,000	18,000	0	100.0
2 事務費	1,617,000	1,617,000	2,587,555	-970,555	160.0
旅費	5,000	5,000	9,160	-4,160	183.2
消耗品費	393,000	393,000	649,937	-256,937	165.4
会議賄費	60,000	60,000	59,983	17	100.0
印刷製本費	20,000	20,000	0	20,000	0.0
通信費	200,000	200,000	178,936	21,064	89.5
使用料及び賃借料	11,000	11,000	12,620	-1,620	114.7
備品購入費	185,000	185,000	879,165	-694,165	475.2
図書購入費	556,000	556,000	550,939	5,061	99.1
施設損害賠償責任保険	6,000	6,000	5,130	870	85.5
職員等研修費	0	0	1,000	-1,000	-----
振込手数料	1,000	1,000	960	40	96.0
リース料	120,000	120,000	85,680	34,320	71.4
手数料	60,000	60,000	154,045	-94,045	256.7
3 事業費	300,000	300,000	327,159	-27,159	109.1
自主事業費	150,000	150,000	149,923	77	99.9
自主事業企画費	100,000	100,000	118,800	-18,800	118.8
わんぱくホリデー	50,000	50,000	49,536	464	99.1
わんぱく企画費	0	0	8,900	-8,900	-----
4 管理費	4,023,000	4,023,000	2,951,919	1,071,081	73.4
光熱水費	1,771,000	1,771,000	1,589,866	181,134	89.8
清掃費	335,000	335,000	334,320	680	99.8
修繕費	1,250,000	1,250,000	492,975	757,025	39.4
機械警備費	227,000	227,000	226,800	200	99.9
設備保全費	340,000	340,000	307,958	32,042	90.6
冷暖房設備保守	84,000	84,000	83,720	280	99.7
消防設備保守	21,000	21,000	21,000	0	100.0
電気設備保守	45,000	45,000	44,100	900	98.0

平成 20 年度 事業別収支計算書

[会計区分] 一般会計
[事業] 菊名コミハウス

自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日

(単位:円)

勘 定 科 目	当初予算額	予算現額	決算額	差異	執行率
害虫駆除清掃保守	16,000	16,000	15,120	880	94.5
その他	174,000	174,000	144,018	29,982	82.8
その他保全費	100,000	100,000	0	100,000	0.0
5 租税公課	754,000	754,000	699,540	54,460	92.8
6 諸費	23,000	23,000	18,000	5,000	78.3
9 事務経費	968,000	968,000	1,108,089	-140,089	114.5
当期支出合計	23,577,000	23,577,000	23,626,486	-49,486	100.2
収支差額	0	0	0	0	-----

平成 20 年度 事業別収支計算書

[会計区分] 特別会計

6 頁

[事業] 菊名コミハウス

自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日

(単位:円)

勘定科目	当初予算額	予算現額	決算額	差異	執行率
I. 収入の部					
収入の部	344,234	333,556	363,851	-30,295	109.1
運営協力費	164,000	165,000	192,000	-27,000	116.4
運営協力費	164,000	165,000	192,000	-27,000	116.4
雑収入	100	200	3,495	-3,295	1747.5
預金利子	100	200	225	-25	112.5
その他	0	0	3,270	-3,270	-----
繰越金	180,134	168,356	168,356	0	100.0
前年度繰越金	180,134	168,356	168,356	0	100.0
当期収入合計	344,234	333,556	363,851	-30,295	109.1
II. 支出の部					
支出の部	344,234	333,556	187,526	146,030	56.2
事業費	299,234	300,000	187,526	112,474	62.5
文化祭費	150,000	150,000	140,676	9,324	93.8
その他	149,234	150,000	46,850	103,150	31.2
繰越金	45,000	33,556	0	33,556	0.0
次年度繰越金	45,000	33,556	0	33,556	0.0
当期支出合計	344,234	333,556	187,526	146,030	56.2
収支差額	0	0	176,325	-176,325	-----

平成20年度コミュニティハウス（学校施設活用型以外）利用状況(1)

施設名 菊名コミュニティハウス

月別	開館日数 (日)	入館者数(人)			利用層別利用数(人)									
		男性	女性	合計	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般(男性)	一般(女性)	5歳以上(男性)	5歳以上(女性)	合計
4月	29	984	1,280	2,264	119	158	48	231	288	408	757	111	144	2,264
5月	30	1,156	1,466	2,622	108	124	45	552	281	466	753	111	182	2,622
6月	29	1,249	1,532	2,781	111	151	37	545	340	522	787	122	166	2,781
7月	30	1,532	1,772	3,304	133	188	104	648	596	512	832	111	180	3,304
8月	30	1,435	1,597	3,032	123	227	172	827	370	459	607	105	142	3,032
9月	29	1,296	1,511	2,807	119	210	114	606	337	409	690	134	188	2,807
上半期計	177	7,652	9,158	16,810	713	1,058	520	3,409	2,212	2,776	4,426	694	1,002	16,810
10月	30	1,432	1,624	3,056	132	160	49	787	318	537	763	124	186	3,056
11月	29	1,541	2,236	3,777	93	142	106	939	338	584	1,132	172	271	3,777
12月	27	1,284	1,558	2,842	88	199	75	846	351	382	594	117	190	2,842
1月	27	1,443	1,625	3,068	106	204	88	670	561	445	695	122	177	3,068
2月	27	1,360	1,535	2,895	123	123	105	605	389	502	738	125	185	2,895
3月	30	1,147	1,324	2,471	145	261	59	334	200	464	713	114	181	2,471
下半期計	170	8,207	9,902	18,109	687	1,089	482	4,181	2,157	2,914	4,635	774	1,190	18,109
年間合計	347	15,859	19,060	34,919	1,400	2,147	1,002	7,590	4,369	5,690	9,061	1,468	2,192	34,919

月別	居住区別利用数(人)				時間帯別利用数(人)				部屋稼働率(%)			図書貸出 冊数	蔵書数 (冊)
	区内	区外	市外	合計	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間		
4月	1,451	689	124	2,264	910	1,081	273	2,264	71%	74%	17%	1,266	《9月末》
5月	1,715	779	128	2,622	1,005	1,198	419	2,622	40%	43%	14%	1,248	
6月	1,816	841	124	2,781	968	1,360	453	2,781	49%	48%	14%	1,224	(内訳)
7月	2,096	1,035	173	3,304	1,312	1,507	485	3,304	56%	58%	13%	1,357	・児童対象
8月	1,941	966	125	3,032	1,516	1,178	338	3,032	24%	40%	13%	1,184	6,425
9月	1,852	822	133	2,807	1,174	1,261	372	2,807	48%	47%	12%	1,142	・一般対象
上半期計	10,871	5,132	807	16,810	6,885	7,585	2,340	16,810	48%	50%	14%	7,421	7,216
10月	2,047	842	167	3,056	1,176	1,426	454	3,056	42%	53%	15%	1,172	《年度末》
11月	2,738	892	147	3,777	1,122	2,210	445	3,777	51%	75%	27%	1,181	
12月	1,839	869	134	2,842	1,231	1,238	373	2,842	51%	51%	18%	1,103	(内訳)
1月	2,039	897	132	3,068	1,440	1,269	359	3,068	48%	56%	18%	1,185	・児童対象
2月	1,858	894	143	2,895	1,337	1,196	362	2,895	51%	64%	11%	1,198	6,429
3月	1,708	660	103	2,471	999	1,206	266	2,471	54%	68%	14%	1,177	・一般対象
下半期計	12,229	5,054	826	18,109	7,305	8,545	2,259	18,109	49%	61%	17%	7,016	7,258
年間合計	23,100	10,186	1,633	34,919	14,190	16,130	4,599	34,919	48%	56%	15%	14,437	

※入館者数の計は、利用層別利用数、居住区別利用数、時間帯別利用数のそれぞれの計と同じになります。

※部屋稼働率の対象は、会議室・集会室・多目的室・研修室等団体が利用する部屋とします。

※部屋稼働率は別表に入力してください。

平成20年度コミュニティハウス（学校施設活用型以外）利用状況(1)-1 【部屋稼働率別表】 施設名 菊名コミュニティハウス

月別	午前			午後			夜間			合計		
	全ｺｰﾅ数	稼働ｺｰﾅ数	%									
4月	58	41	71%	58	43	74%	48	8	17%	164	92	56%
5月	90	36	40%	90	39	43%	69	10	14%	249	85	34%
6月	87	43	49%	87	42	48%	72	10	14%	246	95	39%
7月	90	50	56%	90	52	58%	75	10	13%	255	112	44%
8月	90	22	24%	90	36	40%	75	10	13%	255	68	27%
9月	87	42	48%	87	41	47%	69	8	12%	243	91	37%
上半期計	502	234	48%	502	253	50%	408	56	14%	1,412	543	39%
10月	90	38	42%	90	48	53%	75	11	15%	255	97	38%
11月	87	44	51%	87	65	75%	66	18	27%	240	127	53%
12月	81	41	51%	81	41	51%	66	12	18%	228	94	41%
1月	81	39	48%	81	45	56%	66	12	18%	228	96	42%
2月	81	41	51%	81	52	64%	66	7	11%	228	100	44%
3月	90	49	54%	90	61	68%	66	9	14%	246	119	48%
下半期計	510	252	49%	510	312	61%	405	69	17%	1,425	633	44%
年間合計	1,012	486	48%	1,012	565	56%	813	125	15%	2,837	1,176	41%

平成 20 年度 自主事業報告書

施設名： 菊名コミュニティハウス

募集 対象	事業名 (教室名)	開催時期		参加費 (収入)						自主事業経費			講師謝金		備考 (共催団体・その他)
		月	回数	募集 人数	延参加 人数	徴収の 有・無	参加 人数	一人当たり 参加費	参加費 総額	委託料	参加者	総経費	1回	1教室	
										支出総額	負担総額		1講師当り	講師謝金額	
成人	初めての気功教室	6~7	6	8	31	有	6	1,500	9,000	32,642	9,000	41,642	6,000	36,000	
成人	木綿のぞうり作り (A)	7	1	13	13	有	13	300	3,900	11,550	3,900	15,450	9,000	9,000	
成人	木綿のぞうり作り (B)	7	1	13	13	有	13	300	3,900	11,550	3,900	15,450	9,000	9,000	
成人	デジカメ基礎講座	9~10	4	15	53	有	15	1,000	15,000	9,360	15,000	24,360	6,000	24,000	
成人	切絵教室	10~11	4	15	44	有	12	2,000	24,000	27,830	24,000	51,830	6,000	24,000	
成人	エコバック作り	12	1	10	10	有	10	200	2,000	8,564	2,000	10,564	6,000	6,000	
成人	毛糸で作るルームシューズ	1	2	10	19	有	10	200	2,000	10,000	2,000	12,000	4,000	8,000	
成人	初めての太極拳	1~2	4	8	30	有	8	1,000	8,000	16,000	8,000	24,000	6,000	24,000	
成人	紅茶教室	2~3	3	12	34	有	12	3,000	36,000	13,067	36,000	49,067	6,000	18,000	
成人	デジカメ講座	2~3	4	15		有	15	1,000	15,000	9,360	15,000	24,360	6,000	24,000	
									0			0			
	計				247				118,800	149,923	118,800	268,723		182,000	

平成 20 年度 わんぱくホリデー報告書

施設名：菊名コミュニティハウス

募集対象	事業名 (教室名)	開催時期		参加費 (収入)						自主事業経費			講師謝金		備考 その他
		月	回数	募集 人数	延参加 人数	徴収の 有・無	参加 人数	一人当たり 参加費	参加費 総額	委託料	参加者	総経費	1回	1教室	
										支出総額	負担総額		1講師当たり	講師謝金額	
小学生・幼児	七夕・おりがみ教室	6	1	15	13	有	13	300	3,900	6,386	3,900	10,286	6,000	6,000	
小学生	はじめてのけん玉	1	3	10	27	有	10	500	5,000	16,150	5,000	21,150	5,000	15,000	
小学生・幼児	おはなしのへや	4~2	11	20/1回	207	無	—	0	0	27,000	—	27,000	—	27,000	
									0			0			
									0			0			
									0			0			
									0			0			
									0			0			
	計				247				8,900	49,536	8,900	58,436		48,000	

※ 委託料は5万円

サービス向上及び経費節減努力事項報告

	実施時期	内 容	効 果
1	4月～	昨年度に引き続き、学習室の利用者が少ない時期は、部屋全体を開放せずにスライディングウォールで部屋を2分して片方だけを使用することにより光熱費を節約	地球温暖化防止の意識向上と昨年並みの節減
2	4月～	館内外を再点検し、備品の突起箇所等を発泡スチロールで覆ったり、歩行者とバイク等の動線が交差するところに注意喚起の三角コーンを設置	利用者の安全確保
3	5月～	2階多目的室の増設	利用者の利便性の向上
4	7月	普通救命講習常勤職員全員受講	救命技能修得により利用者の安全確保
5	7月	館内観葉植物を利用者に小分け配付	利用者とのコミュニケーションの向上
6	8月～	昨年度と同様「夏は夏らしく運動」の遵守等による省エネルギーの徹底	地球温暖化防止の意識向上と昨年並みの節減
7	9月	AED(自動体外式除細動器)の取り扱い全員研修	AED取り扱いの研修による利用者の安全確保
8	12月～	昨年と同様「冬のライフスタイルの実践」の遵守等による省エネルギーの徹底	地球温暖化防止の意識向上と昨年並みの節減
9	12月～	「うがいと手洗いの励行」張り紙を掲出	利用者の衛生管理
10	1月	職員手づくりのお年玉葉を利用者に配付	利用者とのコミュニケーションの向上

苦情対応状況報告

	年月日	内 容	対 応 結 果
1	H.20.5.9	① 市立図書館の本をコミュニティハウスで返却や受け取りが出来ると便利になる。 ② 市立図書館蔵書検索システムを活用してコミュニティハウスの蔵書が検索できるパソコンを設置して欲しい。	『コミュニティハウスでの図書取次ぎや蔵書検索については、図書運搬経費やシステムの変更等に多くの課題がありますので現時点では困難ですが、関係機関等にご意見を伝えさせていただきます。なお、館内でお探しの本が見つからないときは、窓口にお申しただけであればお手伝いいたしますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。』旨の館内に掲出した。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(様式5)

平成20年度 委託内容一覧

施設名: 菊名コミュニティハウス

No.	委託期間	委託内容	金額	業者名
1	平成20年4月1日 ～平成21年3月 31日	害虫駆除	15,120円	京浜ビル管理(株)
2	〃	機械警備	226,800円	総合警備保障(株)
3	〃	空調設備保守管理	83,720円	東京ガス(株)
4	〃	建物内外点検調査	122,850円	西田装美(株)
5	〃	自動扉開閉装置保守点検	44,100円	寺岡オート・ド・アシテム(株)
6	〃	消防設備点検	21,000円	(株)協和メンテナンス
7	〃	定期清掃	334,320円	京浜ビル管理(株)
8				
9				
10				

(様式6)

平成20年度 修繕一覧

施設名： 菊名コミュニティハウス

No.	修繕年月日	修繕箇所	金額	業者名
1	4月1日	2階室内間仕切り工事	367,500	(株)シマソービ
2	4月28日	S室名札・名札ケース	9,975	(株)シマソービ
3	11月11日	多目的室 スライディングウォール修理	18,900	ニチベイサービス(株)
4	12月9日	多目的室 スライディングウォール修理	84,000	ニチベイサービス(株)
5	3月17日	シュレツダー修理	12,600	(株)染谷商店
6				
7				
8				
9				
10				
修繕費合計			492,975	

(様式7)

平成20年度 備品購入一覧 (ニーズ費は除く)

施設名: 菊名コミュニティハウス

No.	品名	メーカー・型番等	単価	購入数	購入金額 (単価×購入数)	購入月日
1	リソグラフ	理想科学工業(株) RZ670	635250	1	635250	8月25日
2	リソ架台	理想科学工業(株) Nタイプ	36750	1	36750	8月25日
3	カードカウンターⅣ	理想科学工業(株) Nタイプ	126000	1	126000	8月25日
4	エプソンA3 インクジェットプリンター	エプソン PM 3700C	31500	1	31500	8月29日
5	プリントサーバー	エプソン PA-W11G2	15645	1	15645	8月29日
6	キャノンA4 モノクロレーザープリン ター	キャノン LBP 3000	18585	1	18585	8月29日
7	プリントサーバー	キャノン C-6500U2	15435	1	15435	8月29日
8					0	
9					0	
10					0	
備品購入費合計					879165	

横浜市菊名コミュニティハウス運営委員会会則

(設置)

第1条 横浜市菊名コミュニティハウス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、事務所を横浜市菊名コミュニティハウス(以下「コミュニティハウス」という。)内に置く。

(目的)

第2条 運営委員会は、コミュニティハウスが、地域住民の自主的活動と相互交流を深め、地域コミュニティの形成を促進するため適切に運営されるよう支援することを目的とする。

(業務)

第3条 運営委員会は、「コミュニティハウスの指定管理者(以下「指定管理者」という。)からの提案、報告又は依頼を受け、コミュニティハウスが地域住民及び利用者の立場に立って運営されるよう支援するため、次の業務を行う。

- (1) コミュニティハウス利用者の要望等に関して意見を述べること
- (2) コミュニティハウスの自主事業及びイベントの企画並びに実施への助言
- (3) コミュニティハウス職員の推薦
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 運営委員会は、15名以内の次の者をもって組織する。

- (1) 地元及び連合町内会並びに自治会町内会の代表
- (2) 地元青少年指導委員協議会の代表
- (3) 地元体育指導委員連絡協議会の代表
- (4) 地元子ども会育成連絡協議会の代表
- (5) 地元学校の代表
- (6) 老人クラブの代表

(7) 利用団体代表及び公募による利用者（市民）

(8) その他運営委員会が必要と認めた者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了後の委員は、後任者が選任されるまで、その職務を行うものとする。

（役員）

第6条 運営委員会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 1名

（役員職務）

第7条 会長は、運営委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、運営委員会の会計をつかさどる。

4 監事は、運営委員会の業務及び経理を監査し、その監査結果を委員会に報告する。

（役員選出）

第8条 会長、副会長、会計及び監事は、委員の中から互選により選出する。

（会議）

第9条 運営委員会の会長は、会議を随時開催し、次の事項を審議する。

(1) 指定管理者からの提案、報告、依頼のあった事項

(2) 特別会計の予算及び決算

(3) 会則の改廃

(4) その他会長が必要と認める事項

2 会議は、会長が召集し、議長となる。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 コミュニティハウスの職員は、会議に出席し意見を述べることができる。

(協議事項)

第10条 施設の適正な運営を期するため、運営に関する重要な事項は、横浜市などの関係行政機関と協議する。

(会則の改廃)

第11条 この会則は、委員定数の過半数をもって改正することができる。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付則

1 この会則は、平成 13 年 4 月 6 日から施行する。

2 運営委員会設立当初の委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定に関わらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

付則

4 この会則は、平成 20 年 5 月 21 日から施行する。

菊名コミュニティハウス運営委員会開催実績及び内容

○ 第1回 平成20年5月21日(水) 15:00~16:05

場 所：菊名コミュニティハウス「多目的室」

出席者：[委員] 金子会長外11人、 [協会] 新井事務局長、 [区] 小原係長
[事務局] 井上館長外2人 合計17人

【議 題】 ① 19年度事業報告、 ② 20年度事業案、 ③ その他

【意見等】 ① 利用者会議への出席団体数は。

(回答：当館を月に1~2回定期的に利用されている22団体のうち13団体。)

② 自主事業はどのように決めているのか。

(回答：事業終了後のアンケートや他区・他施設の実施状況等の情報を収集し、かつ地域で受け入れられるか考慮し決める。)

○ 第2回 平成20年10月23日(木) 15:00~15:45

場 所：菊名コミュニティハウス「多目的室」

出席者：[委員] 金子会長外9人、 [事務局] 井上館長外2人 合計13人

【議 題】 ① 20年度上期運営報告、 ② 20年度下期運営計画 ③ その他

【意見等】 ① 文化祭のチラシに案内図を入れると良いのではないかと。

(回答：余白が少なく案内図の掲載は無理なので、当館の「利用案内」の地図を参考にしてもらいたい。)

② 地元の「菊名新聞」に館の記事を載せて貰っても良いかと。

(回答：利用者が増えるのでお願いしたい。)

○ 三役会議 平成21年3月5日(水) 14:00~15:00

場 所：菊名コミュニティハウス「多目的室」

出席者：[委員] 金子会長外2人、 [事務局] 井上館長外1人 合計5人

【議 題】 ① 20年度事業報告、 ② 21年度事業案、 ③ アンケート結果、

④ 運営協力費の廃止、 ⑤ その他

【意見等】 運営協力費の廃止に伴い文化祭開催経費が無くなるが対策はどうするのか
(協会から不足分について予算配分される。)

菊名コミュニティハウス利用者会議開催実績及び内容

日 時：平成20年8月27日（水） 15：00～15：35

場 所：菊名コミュニティハウス「多目的室」

出席者：[利用者] 17人 [事務局] 3人 合計20人

【議 題】①多目的室申込み方法を「抽選方式」に変更して半年経ち、利用者から「朝早くから並ばなくて良い」、「先着順だと希望枠が確保出来たのに」等の意見があったが、多目的室を2階に1室増設（5月）したことにより輻輳することも少なくなり、多くの方の賛同を得ているので、「抽選方式」を続けたいが意見を伺いたい。

②『コミュニティハウスで活動しているグループを紹介して欲しい』、『会員を募集したい』という利用者の声があるが、意見を伺いたい。

【意見等】議題①について、

参加者より続行賛成の声があり、反対意見なし

議題②について、

- ・文化祭で活動団体を貼り出したらどうか。
- ・様式を定めた用紙で、会員募集を館内に貼り出したらどうか。

港北区区民利用施設協会経理規程

制定 平成11年4月14日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、港北区区民利用施設協会の経理の基準を定め、財務管理及び予算を適正に執行することを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 協会の会計に関しては、法令及び規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 協会の会計は、その事業活動及び財政状態を明らかにするために、会計処理を行うにあたり、複式簿記の原則により、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。

(経理事務の範囲)

第4条 この規程において、経理事務とは次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (3) 金銭の管理に関する事項
- (4) 契約に関する事項
- (5) 債権債務の管理に関する事項
- (6) 物品等の管理に関する事項
- (7) 税務に関する事項

(会計年度)

第5条 協会の会計年度は、協会規約第18条の規程により、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(年度所属区分)

第6条 協会の収入及び支出の年度所属区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。ただし、これにより難い場合は、その原因である事実を確認した日の属する会計年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、光熱水費等その原因である事実の発生した期間が2年度にわたるときは、支払日の属する会計年度とする。

(会計職員)

第7条 協会は第4条に規定する経理事務を行うため、次の各号に掲げる会計職員を置く。

- (1) 会計責任者
- (2) 出納責任者
- (3) 経理担当職員

- 2 会計責任者は事務局長をもって充て、第4条に規定するすべての事務を総括する。
- 3 出納責任者は、施設長を置く施設にあつては施設長をもって充て、施設長を置かない施設にあつては事務局長が兼任し、会計責任者の命を受けて、金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。
- 4 経理担当職員は、事務局においては事務局職員、施設にあつては副館長、副館長のいない施設にあつては、出納責任者の指定した者とし、出納責任者の命を受けて、その事務のうち所管の部署に属する金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。

(会計単位)

第8条 協会の会計は、これを一般会計及び特別会計に区分して整理する。

- 2 特別会計は、特定の事業を行うため、特定の収入をもって特定の支出に充てる場合に設けることができる。
- 3 会長は、特別会計を設ける場合は、理事会の議決を得なければならない。また、廃止する場合も同様とする。

第2章 予算

(予算の基準)

第9条 協会の予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図る目的をもって、収入予算については、収入を適正かつ厳正に確保するとともに、支出予算については、最小の経費でその目的を達成し、かつその効果を発揮するように努めなければならない。

- 2 協会の収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。

(予算の編成)

第10条 会長は、毎会計年度ごとに予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。

- 2 予算は、会計単位ごと編成し、予算科目は収入支出とも大・中・小に区分しなければならない。
- 3 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費として相当と認める金額をあらかじめ支出予算に計上することができる。

(補正予算)

第11条 予算の成立後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときは、会長は補正予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。

(予算の執行及び流用)

第12条 予算の執行は、予算の範囲内で行う。ただし、収入についてはこの限りでない。

- 2 会長は執行上やむを得ない場合に限り、予算を流用することができる。予算の流用を行った場合は、理事会に報告しなければならない。

(収入予算の執行)

第13条 収入予算の執行をするときは、収入伝票をもって決裁を受けなければならない。

(支出予算の執行)

第14条 支出予算の執行をしようとするときは、あらかじめ支出伺をもって、決裁を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 給与（本協会就業規則―常勤職員用、菊名コミュニティハウス職員用―第33条に規定するものをいう。）
- (2) 賃金（本協会就業規則―時給職員用第26条に規定するものをいう。）
- (3) 社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び労災保険料）
- (4) 旅費
- (5) 光熱水費、電話代等の公共料金で銀行口座からの自動引き落とし手続きをした経費の支出。
- (6) 第28条第2項に規定する小口現金により、支出するとき。

2 前項の決裁は、次の区分により行われる。

1件 10万円未満は館長決裁、10万円以上500万円未満は事務局長決裁、500万円以上は協会会長決裁。

3 支出伺には、見積書を添付しなければならない。

4 前項において、契約の性質上、見積書を添付することが適当でない場合にはその支出の内容を説明する資料を添付しなければならない。

5 支出伺の首標金額を訂正するときは、出納責任者が訂正しなければならない。

6 支出伺には、支出予算を差し引いたことを示す支出伺ナンバーを記録しなければならない。

（支出予算の配付）

第14条の2 会計責任者は、出納責任者に支出予算を執行させようとするときは、予算の範囲内で出納責任者に対し、支出予算を配布しなければならない。

第3章 勘定科目及び帳簿

（勘定科目）

第15条 勘定科目は、別に定める

（帳簿及び伝票）

第16条 各会計単位においては、次の各号に掲げる会計帳簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

(1) 主要簿

ア 総勘定元帳

イ 仕訳伝票

(2) 補助簿

ア 予算差引簿

イ 補助元帳

ウ その他会計に関し必要な帳簿

第4章 出納

(会計処理)

第17条 会計の取扱いは、帳簿会計方式とする。

2 すべての取引の帳簿整理は、伝票によって行うものとし、補助簿に記載する場合も伝票に基づいて行うものとする。

3 発行する伝票には証拠書類を添付し、出納責任者の承認印を受けなければならない。

(取引金融機関)

第18条 協会が金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、出納責任者の承認を得なければならない。

(収入の扱い)

第19条 金銭の収納は、収入に係わる関係書類に基づいて行わなければならない。

2 収納した金銭は速やかに、金融機関に預け入れなければならない。

(戻入の扱い)

第20条 支出の過誤払となった金銭又は返納金及び前金払の残額は、その支出を行った科目に戻入しなければならない。

(支出の原則)

第21条 支出は協会の債務が確定し、支払義務が発生した後に、正当な債権者のために行うものとする。ただし、前金払をしようとする場合はこの限りでない。

(支出の扱い)

第22条 金銭の支払は、当該経費の支出に係る執行伺、支出伺書、債権者の請求書その他支出の根拠を証する書類等に基づいて行わなければならない。

2 出納責任者は、前項の書類を照合、審査し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確認した上で金銭の支払を行わなければならない。

3 金銭の支払方法は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として債権者の預金口座へ振込みにより行うものとする。

(1) 第28条に規定する小口現金をもって支払う経費

(2) 慣習上現金をもって支払うこととされている経費

(請求書)

第23条 前条第1項に規定する請求書には、債権者に次の各号に掲げる事項を明瞭に記載させなければならない。

(1) 請求金額、その内容及び算出基礎

(2) 債権者の住所及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）

(3) 請求年月日及び請求印（法人にあっては、社印及び代表者印）

2 前項3号に規定する請求印は、契約書及び見積書と同一の印でなければならない。ただし、第14条第1項の各号に規定するものについては、この限りでない。

3 サインを慣習とする外国人の自署は、前2項に規定する請求印と見なす。

4 請求書の請求金額以外の記載事項については、請求印をもって訂正することができる。
(支払理由書等)

第24条 前条に規定する請求書を債権者に提出させることが困難なものについては、支払理由書をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する支払理由書には、金額、算出基礎、支払事由、債権者住所氏名等を明記し、出納責任者が記名押印しなければならない。

3 第22条から第24条第1項までの規定にかかわらず、次の掲げるものについては、請求書に代えるものとする。

(1) 給与及び社会保険については、支払内訳書

(2) 旅費については、出張簿の写し又は旅費請求内訳書

(3) 第29条に規定する自動口座振替払を行うときは、公共料金事業者からの検針票口座振替払通知書及びこれらに準じるもの

(領収書の徴収)

第25条 金銭の支払を行った場合は、請求書と同一の記名押印または署名のある領収書を徴しなければならない。ただし、第22条第3項に規定する口座振込による支払を行った場合は、取扱金融機関の受領書をもって債権者の領収書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、祝金、見舞金、香華料等やむを得ない事由により、領収書を徴することができないものは、その支払が正当であることを証明した支払証明書によって領収書に代えることができる。

3 前項に規定する支払証明書には、支払金額、支払事由、支払先及び支払年月日等を明記し、出納責任者の確認印を受けなければならない。

4 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、領収書又は領収印に代えるものとする。

(1) 第28条に規定する小口現金による支払いについては、レジスターによって発行される金銭の受領事実を証明する書類

(2) 第29条に規定する自動口座振替払については、公共料金事業者からの口座振替払済通知書及びこれに準じるもの

(戻出の扱い)

第26条 収入の過誤納となった金銭は、その収入を行った科目から戻出しなければならない。

(前金払)

第27条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料

(2) 機器リース料及び委託費のうち前金払を必要とする経費

(3) その他会計責任者が特に必要と認める経費

(小口現金)

第28条 会計責任者は、小口の経費支払に充てるため、出納責任者に10万円を限度とし

て現金を保管させることができる。

- 2 小口現金は 1件2万円を限度額として、第22条第1項に規定する支出の扱いによりがたい経費の支払に充てることができる。ただし、祝金、見舞金、香華料の限度額については、この限りでない。
- 3 第22条から第25条までの規定にかかわらず、前項の支払については、支払先からの領収書又は支払を証明する書類のみを徴することとする。この場合において、領収書又は支払を証明する書類は、その支払内訳を明らかにしなければならない。
- 4 出納責任者は、小口現金受払簿を備えて小口現金の受払を明らかにしておかなければならない。
- 5 出納責任者は、小口現金とその他の現金とを混同してはならない。

(自動口座振替払)

第29条 第21条及び第22条の規定にかかわらず、公共料金の支払については 自動口座振替払を行うことができる。

2 公共料金事業者及び取引金融機関に自動口座振替払を申し込むときは、会計責任者の承認を受けなければならない。

3 出納責任者は自動口座振替払を行う公共料金事業者から検針票、口座振替払通知書及びこれらに準じるものが送付されたときは、速やかに仕訳伝票を起票しなければならない。

(月次報告)

第30条 会計責任者は、毎月末日において試算表を作成しなければならない。

2 会計責任者は、前項の試算表作成にあたり 総勘定元帳の金額に基づいて関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。また、預金についても、取引金融機関の残高と照合、確認しなければならない。

第5章 契約

(契約の原則)

第31条 協会における売買、賃貸、請負、その他の契約(以下「契約」という)に関しては、法令、規約、規程又は予算の定めるところに従い、会長が締結しなければならない。

2 契約の期間は、当該年度を越えて契約することができない。ただし、性質上会計年度を越えざるを得ないときはこの限りでない。

(契約の締結方法)

第32条 契約を締結しようとするときは、契約に必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこのかぎりでない。

- (1) 1件10万未満の契約をする場合
- (2) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (3) 災害の発生などにより緊急を要するとき。

(契約書の作成)

第33条 会長は、契約の相手先が決定したときは、契約書を作成し、契約の目的、契約金額及び履行期限等に関する事項ほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約期間
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 前金払及び部分払いの方法
- (5) 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更又は契約内容の変更
- (6) 監査及び検査
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

2 前項の規定により、契約書を作成するときは、会長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の省略)

第34条 前条第1項の規定にかかわらず、契約金額が100万未満の契約をするときは契約書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、契約履行に必要な要件を記載した見積書、請書その他これらに準じる書類を徴さなければならない。

(検査)

第35条 会長は、請負契約、物品の買入等の契約について履行の届出があったときは、職員に検査を行わせるものとする。

第6章 決算

(決算)

第36条 会長は、会計年度末日において決算整理をし、年度終了後2ヵ月以内に次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

第7章 物品等の管理

(物品の分類)

第37条 物品は、次の各号に掲げる区分により、分類しなければならない。

- (1) 備品 定価が15,000円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの。ただし図書については、定価が8,000円以上のもの。
- (2) 消耗品 前項に掲げる物品の分類に属さないもの。

2 前項の規定にかかわらず、区との委託契約書等で別段の定めがある場合は、その例によ

る。

(現物管理)

第38条 出納責任者は、備品台帳等を備え備品の出納に関する事実を記載しなければならない。ただし、施設の図書コーナー等の図書については、別に管理する。

2 出納責任者は、郵便切手及びはがきの管理については 管理簿を備えてその受払いを明らかにしなければならない。

(寄付の受納)

第39条 出納責任者は、金銭及び物品の寄付の申し込みがあった時は、次の事項を記載した調書を作成し、伺書をもって会長の承認を受けなければならない。

- (1) 寄付者の氏名及び住所
- (2) 金額又は物品の品名、数量
- (3) 受け入れについての意見

第8章 税 務

(税務の範囲)

第40条 本章において税務とは、協会の税金申告及び納付に関する業務をいう。

(税務の原則)

第41条 税務は、税務関係法令を適正に解釈適用し、適正な納税額の申告及び納税を行うものとする。

2 税務に関係する会計その他の処理については、適正かつ良好な納税条件を維持するために、遺漏のないように留意しなければならない。

(補則)

第42条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

港北区区民利用施設協会就業規則

常勤職員用

制 定 平成8年11月13日

最近改正 平成20年3月19日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、港北区区民利用施設協会（以下「協会」という。）と職員が相互信頼の上に立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって協会の発展並びに職員の地位及び労働条件の向上を図ることを目的として定める。協会及び職員は、この規則を遵守し、ともに協力して協会の社会的使命を達成することに努めなければならない。

2 職員の労働条件、就業などに関する事項は、この規則及び関係諸規定のほか、労働基準法（以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、次の職員に適用する。その他の職員については別に定めるところによる。

- (1) 協会事務局職員
- (2) 地区センター館長
- (3) 地区センター副館長
- (4) コミュニティハウス・スクール館長
- (5) 菊名コミュニティハウス館長
- (6) 菊名コミュニティハウス副館長
- (7) 師岡コミュニティハウス館長

(規則遵守の義務)

第3条 協会は、この規則に基づく労働条件により職員を就業させる義務を負い、職員の国籍、信条、性別、社会的身分を理由として、不合理な差別的取扱いをしてはならない。

2 職員は、勤務に際しては職務上の責任を自覚し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第2章 採用

(採用)

第4条 職員は理事会が選考し、会長が任命する。

2 前項の選考は、職務を遂行するために必要な能力、適性などを判定して行う。

3 協会が管理する区民利用施設の運営委員会は、当該施設の職員を採用する場合には、採用すべき職員を推薦することができる。

(選考時の提出書類)

第5条 協会に採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 自筆の履歴書
- (2) 写真（3ヶ月以内に撮影したもの）

(採用時の提出書類)

第6条 新たに採用された者は、協会の指定する日時までに、次の書類を提出しなければならない。ただし、選考の際、既に提出してあるものはこの限りではない。

- (1) 住民票記載事項の証明書
 - (2) 誓約書
 - (3) 通勤の方法
 - (4) 前職のあった者は、厚生年金被保険者証及び雇用保険被保険者証
 - (5) 給与所得の扶養控除申告書
 - (6) 採用の年に給与所得のあった者は、源泉徴収票
 - (7) 健康保険被扶養者届
 - (8) その他協会が必要とする書類
- (労働条件の明示)

第7条 協会は、職員の採用にあたっては、雇入通知書を交付することにより、労働時間、賃金などにかかわる諸労働条件を明示する。

(記載事項の変更届)

第8条 職員は、第6条の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに文書をもって届けなければならない。

第3章 勤務

第1節 勤務時間、休憩時間及び休日

(勤務時間)

第9条 職員の所定労働時間、各日の始業及び終業時刻は次のとおりとする。

(1) 所定労働時間

- ア 協会事務局職員 1日7時間、1週5日勤務
- イ 地区センター館長及び副館長並びに菊名コミュニティハウス館長及び副館長
 - 月曜日から土曜日 1日7時間
 - 日曜日、祝日及び休日 1日7時間30分
 1週5日勤務

ただし、週の所定労働時間が35時間となるよう、日曜日及び祝日以外の日の労働時間を30分短縮した就業時間割を1か月単位に、あらかじめ、定めるものとする。

- ウ コミュニティハウス・スクール館長及び師岡コミュニティハウス館長 1日7時間、1週5日勤務

(2) 始業及び終業時間

ア 協会事務局職員

曜 日	勤務形態	始業・終業時刻
月曜日から	早番	午前8時45分・午後4時45分
金曜日まで	遅番	午前9時15分・午後5時15分

イ 地区センター館長及び副館長並びに菊名コミュニティハウス館長及び副館長

曜 日	勤務形態	始業・終業時刻
月曜日から	早番	午前8時45分・午後4時45分
土曜日まで	遅番	午後1時15分・午後9時15分
日曜日・祝日		午前8時45分・午後5時15分

ウ コミュニティハウス・スクール館長及び師岡コミュニティハウス館長

勤務日数	勤務形態	始業・終業時刻
週5日	早番	午前9時・午後5時
	遅番	午後1時・午後9時

(休憩時間)

第10条 休憩時間は1時間とする。

2 休憩時間は自由に利用することができる。

(休日)

第11条 休日は、次のとおりとする。

(1) 協会事務局職員

ア 毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日

ウ その他協会が休日と定めた日

(2) 地区センター館長及び副館長

ア 協会があらかじめ定める1週につき2日の日

イ 12月28、29、30、31日、1月1、2、3、4日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（1月1日を除く。）をはさんで前4週間後8週間以内で協会が定める日

エ その他協会が休日と定めた日

(3) 菊名コミュニティハウス館長及び副館長、並びにコミュニティハウス・スクール館長及び師岡コミュニティハウス館長

ア 協会があらかじめ定める1週につき2日の日

イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（1月1日を除く。）をはさんで前4週間後8週間以内で協会が定める日

エ その他協会が休日と定めた日

(休日の振替)

第12条 協会は、業務の都合その他必要ある場合は、前条の休日を他の日に振り替えることがある。

- 2 休日を振り替える場合は、原則として前4週間後8週間以内の特定日を振替休日として指定する。ただし、休日は、8週間を通じ16日を下回ることはない。

(育児時間)

第13条 生後満1年に達しない乳児を育てる職員が、あらかじめ、申し出た場合は、休憩時間のほかに、1日につき2回、それぞれ30分の育児時間を与える。

- 2 前項の時間は、無給とする。

(介護時間)

第13条の2 要介護状態にある対象家族を介護する職員があらかじめ申し出た場合は、休憩時間の他に、連続する3月の期間で、1日につき2回、それぞれ30分の介護時間を与える。

- 2 前項の対象家族とは、配偶者、父母、子及び配偶者の父母をいう。

- 3 介護時間は、無給とする。

(非常時の時間外及び休日労働)

第14条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、労基法33条の手続きを経て、所定の勤務時間を延長し、又は所定の休日に勤務させることができる。

第2節 事業所外勤務及び出張

(事業所外勤務及び出張)

第15条 協会は、業務上の必要がある場合は、事業所外勤務又は出張勤務を命じることがある。

- 2 職員が協会の任務をおびて、所定労働時間の全部又は一部につき、事業所外又は出張で勤務する場合は、あらかじめ、別段の指示をしない限り第9条に定める所定労働時間を勤務したものとみなす。
- 3 前項の業務の遂行につき、必要とされる労働時間が第9条に定める所定労働時間を越えることが通常の場合は、労使による協定を締結して、当該業務の遂行に通常必要とする労働時間を定める。
- 4 前項の規定により、勤務する職員は、当該協定により定めた労働時間を勤務したものとみなす。
- 5 出張旅費に関する事項については、第4章の規定による。

第3節 出勤、退出、遅刻、早退等

(出勤及び退出)

第16条 職員は、始業時刻に仕事を開始できるように出勤し、終業時刻以降は特別の指示のない限り遅滞なく退出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第17条 始業時刻後に出勤した者は遅刻、終業時刻前に退出したものは早退とし、賃金の支払については、第4章の規定による。

(遅刻、早退、外出等の手続)

第18条 職員が、遅刻、早退、私用外出、その他不就労の場合は、所定の手続により事前に所属長(事務局職員、地区センター館長、コミュニティハウス・スクール館長及び菊名コミュニティハウス館長については事務局長、地区センター副館長については地区センター館長、菊名コミュニティハウス副館長については菊名コミュニティハウス館長。以下同じ。)の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承認を得られなかった場合は、事後速やかに届け出て承認を得なければならない。

(欠勤手続)

第19条 職員が、病気その他やむを得ない理由で欠勤するときは、その具体的事由と予定日数を、あらかじめ、所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、あらかじめ、届け出ることができないときは、欠勤した日から3日以内に届け出て、承認を得なければならない。

(診断書の提出)

第20条 職員が、私傷病により連続10日以上欠勤するときは、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。

(公民権の行使)

第21条 職員が、勤務時間中に公民としての権利を行使し公の職務を執行するときは、事前に所属長に届け出なければならない。

2 協会は、前項の権利の行使又は職務の執行に支障のない範囲において、その時刻を変更させることがある。

第4節 休暇

(休暇の種類)

第22条 協会の定める休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 夏季有給休暇
- (3) 病気有給休暇
- (4) 特別有給休暇
- (5) 生理休暇
- (6) 介護休暇
- (7) その他協会が指定した休暇

(年次有給休暇)

第23条 職員の年次有給休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年次有給休暇年度の初日に在職する者に20日の年次有給休暇を与える。休暇の翌年度への繰越加算は、20日を限度としてこれを認める。

3 年度の途中で採用された者の年次有給休暇は、次のとおりとする。

採用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
休暇日数	18	17	16	15	13	12	10	8	7	5	3	1

4 年次有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。ただし、協会が必要と認めるときは、半日を単位として取得することができる。

(夏季有給休暇)

第23条の2 職員が6月1日から9月30日までの間に勤務する場合は、1日を単位として2日の範囲内で夏季有給休暇を与える。

2 年度の途中で採用されたものの夏季有給休暇は、次のとおりとする。

採用日	6/1~7/30	8/1~9/30
休暇日数	2日	1日

3 夏季有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。ただし、協会が必要と認めるときは、半日を単位として取得することができる。

(病氣有給休暇)

第23条の3 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、20日の範囲で病氣有給休暇を与える。

2 病氣有給休暇は、1日を単位とする。

3 職員は、病氣有給休暇を取得する場合には、事前に理由を添えて協会に届出なければならない。

4 前3項の届出には医師の診断書を添付しなければならない。ただし、3日以内の場合は、診断書に代わるものでも承認することができる。

(特別有給休暇)

第24条 次の各号の一に該当する場合は、請求により連続した特別有給休暇を与える。ただし、生計を一にする姻族及び継父母のときは、血族に準ずるものとする。

(1) 配偶者又は血族の父母が死亡したとき。 7日

(2) 血族の子が死亡したとき。 5日

(3) 血族の祖父母又は兄弟姉妹が死亡したとき。 3日

(4) 姻族の父母が死亡したとき。 3日

(5) 血族の孫、おじ又はおばが死亡したとき。 1日

(6) 姻族の子、祖父母、兄弟姉妹、おじ又はおばが死亡したとき。 1日

2 職員が、服忌のため旅行をする場合は、前項の休暇日数に、往復に必要な日数を加算する。

3 服忌休暇が重複する場合は、重複する一方の休暇を減ずるものとする。

(生理休暇)

第25条 生理日の就業が著しく困難な女性職員が休暇を請求したときは、必要日数の休暇を認める。このうち2日を限度に有給とする。

(介護休暇)

第25条の2 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある家族を介護する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、連続して60日間の期間を限度として介護休暇を与える。

2 介護対象は配偶者（事実上の婚姻関係と同様にある者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）及び職員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

3 介護休暇は、1日を単位とし、連続した一まとまりの期間とする。

4 介護休暇は、特別の事情がない限り対象家族1人につき1回限りとする。

5 職員が、介護休暇を取得している期間については、賃金を支給しない。

第4章 賃金

(賃金の締切日及び支払日)

第26条 賃金は、毎月25日に、その月の全額を支払う。

2 当日が休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、前項に定める支給日前の休日又は金融機関の休業日でない日に順次繰り上げて支払う。

(非常時払)

第27条 職員が、次の各号の一に該当し、その請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、既往の労働に対する賃金をその都度支払う。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 本人が退職し、又は解雇されたとき。
- (3) 本人又は妻の出産のための費用を要するとき。
- (4) 本人又は家族の結婚、葬儀、天災その他災厄若しくは傷病のための費用を要するとき。
- (5) 本人がやむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき。
- (6) その他、協会がやむを得ないと認めたとき。

(賃金の支払及び控除)

第28条 賃金は、その全額を通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし、法令に定められたものなどは控除する。また、賃金は本人の申出により預金口座振込により支払うことができる。

(日割計算の日数)

第29条 この規定で定める日割計算の場合の日数は、年間の月平均労働日数をもってする。

(平均賃金)

第30条 この規定及び他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労基法第12条に定めるところによる。

(賃金控除)

第31条 賃金の一部を控除する場合は、第33条に定める基本給を日割又は時間割計算でこれを控除して行う。

(端数計算)

第32条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(賃金の分類)

第33条 賃金を次のとおり分類する。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当

(基本給の対象となる労働)

第34条 基本給は、1ヶ月(暦月)の就業に対して支給する。

(退職又は死亡した月の基本給)

第35条 職員が退職又は死亡した場合は、その月分の基本給は辞令日(又は死亡当日)までを日割計算して支給する。ただし、欠勤のため基本給を支給しないときを除く。

(基本給の額)

第36条 基本給の額は、採用時に相手方との合意により決定する。また、契約更新の場合も同じとする。

(欠勤した場合の計算)

第37条 職員が欠勤した場合は、基本給を日割計算した日額に欠勤日数を乗じた額を控除して支給する。

(遅刻、早退、私用外出等の場合の計算)

第38条 所定労働時間の一部を休業した場合は、その時間に対する賃金は支給しない。ただし、本規定で別に定めるときはその規定による。

2 控除のための計算単位は、30分をもって1単位とする。

(月度の中途の採用及び休復職の取扱い)

第39条 職員が、月度の中途より採用又は休復職した場合は、基本給計算上、採用又は復職前及び休職後の所定労働日を欠勤したものと見なし、第38条に準じて取り扱う。

(通勤手当)

第40条 通勤手当は、通勤に要する交通費実費の勤務日数分、回数券購入金額、1ヶ月の定期券購入金額のうち、最も低廉な額を支給するものとする。

(賞与)

第41条 賞与の支給率、支給基準日については、その都度決定する。

(旅費)

第42条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務の都合又は天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難いときには、その現によった経路及び方法によって計算する。

第5章 服務規律

(服務の原則)

第43条 職員は、この規則のほか、協会の規則及び業務上の命令を遵守し、風紀、秩序の維持及び能率の向上に務め、お互いに人格を尊重、並びに誠実に勤務しなければならない。

(遵守事項)

第44条 職員は、勤務に当たり次の事項を守らなければならない。

- (1) 自己の職務は、正確かつ迅速に処理し、常にその効率化を図ること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、協会の方針を尊重し、常に、同僚と互いに助け合い円滑な運営を期すること。
- (3) 消耗品は常に節約し、備品及び帳票類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意すること。
- (4) 不正不義の行為により、協会の信用を傷つけ、又は協会全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (5) 協会の施設、事務機器などをみだりに使用したり、許可なく私用に用いないこと。
- (6) 協会の許可なく自家用車で通勤し、又は業務に用いないこと。
- (7) 勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れ、又は他の者の業務を妨げないこと。
- (8) 協会の許可なく施設内など敷地内で宗教活動、政治活動など業務に関係のない活動を行わないこと。
- (9) 協会の許可なく施設内など敷地内で、業務に関係のない集会、文書掲示又は配付、放送などの行為をしないこと。
- (10) その他協会が定める諸規則、協会の通達及び通知事項を守ること。

(人権侵害及びセクシャルハラスメントの防止)

第44条の2 職員は人権侵害及び性差別としてのセクシャルハラスメントをいかなる形でも行ってはならず、これの防止に努めなければならない。

2 前項の防止を達成するため、健全なる職場環境の保持に努めなければならない。

3 その他職員のセクシャルハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める港北区区民利用施設協会セクシャルハラスメントの防止等に関する規程(平成20年3月19日制定)による。

(人事異動)

第45条 協会は、職員に対して、職場又は職務の変更その他人事上の異動を命ずることがある。

(雇用期間)

第46条 職員の雇用期間は、採用日から当該年度の末日までとする。ただし、5年度を限度として更新を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず65歳に達した場合には、次年度以降の更新は行わないものとする。

(雇用更新期間の延長)

第47条 前条の規定にかかわらず、理事会が認めた場合に限り、後任者が選任されるまで2年度を限度として雇用更新期間を延長することができる。

(退職)

第48条 職員が、次の各号の一に該当する場合は退職とする。

- (1) 退職を願い出て、承認されたとき。
- (2) 死亡したとき。

(解雇)

第49条 職員が、次の各号の一に該当する場合は解雇する。

- (1) 勤務成績が不良で職員としての適格性を欠くとき。
- (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 業務の都合により廃職又は過員を生じたとき。
- (4) 協会運営上著しく不相当とみられる事実があるとき。
- (5) 法令又は協会諸規定に違反したとき。

第6章 研修

(研修)

第50条 協会は、協会の業務に関する職員の知識、技能などの向上を図るために必要な研修を行う。

2 職員は、協会の行う研修を進んで受けなければならない。

第7章 安全及び衛生

(安全の確保)

第51条 協会は安全確保及び災害防止に努めるものとする。

(安全の心得)

第52条 職員は、安全担当者その他の関係者の指示に従い、安全維持及び災害の防止に努めなければならない。

(衛生の確保)

第53条 協会は、職員の保健衛生に関する事項につき注意を払い、職員の健康の維持増進を図ることに努めるものとする。

(衛生の心得)

第54条 職員は、常に衛生担当者その他の関係者の指示に従い、保健及び衛生に関する事項を守り、健康維持増進に努めなければならない。

(健康診断)

第55条 協会は、次の健康診断を実施する。

(1) 定期健康診断

年1回定期的に実施する。

(2) 臨時健康診断

伝染病が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は特に必要と認められたときは、臨時に健康診断を行うことがある。

(健康診断の結果処理)

第56条 協会は、健康診断の結果に基づき、就業の場所又は業務の転換、勤務時間の短縮、その他職員の健康維持に必要な措置を命ずることがある。この場合、職員はこれに従わなければならない。

附 則

(経過措置)

1 この規則の施行前に従前の運営委員会に雇用され、引き続き協会に雇用された職員については、運営委員会の雇用期間を第46条に規定する雇用期間限度に通算する。

(制定、改廃)

2 この規則の制定、改廃は理事会の決議による。

(統合廃止)

3 この規則の施行日から、従来の港北区区民利用施設協会就業規則 - 協会事務局職員、地区センター館長、地区センター指導員用（平成7年3月22日施行）及び港北区区民利用施設協会就業規則 - コミュニティハウス・スクール館長用（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

(規則の実施)

4 この規則は、平成8年11月13日から施行する。

5 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

6 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

7 この規則は、平成11年6月1日から施行する。

8 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

9 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

10 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

11 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

12 この規則は平成20年3月27日から施行する。ただし、第44条の2の規定については平成20年3月20日から施行する。

港北区区民利用施設協会就業規則

時給職員用

制 定 平成8年4月1日

最近改正 平成20年3月19日

一地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当、コミュニティハウス・スクールスタッフ、菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ、菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ作業担当、師岡コミュニティハウスコミュニティスタッフ、ログハウススタッフ用一

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、港北区区民利用施設協会（以下「協会」という。）と職員が相互信頼の上に立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって協会の発展並びに職員の地位及び労働条件の向上を図ることを目的として定める。協会及び職員は、この規則を遵守し、ともに協力して協会の社会的使命を達成することに努めなければならない。

2 職員の労働条件、就業などに関する事項は、この規則及び関係諸規定のほか、労働基準法（以下「労基法」という。）その他法令の定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、次の職員に適用する。その他の職員については別に定めるところによる。

- (1) 地区センターコミュニティスタッフ
- (2) 地区センターコミュニティスタッフ作業担当
- (3) コミュニティハウス・スクールスタッフ
- (4) 菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ
- (5) 菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ作業担当
- (6) 師岡コミュニティハウスコミュニティスタッフ
- (7) ログハウススタッフ

(規則遵守の義務)

第3条 協会は、この規則に基づく労働条件により職員を就業させる義務を負い、職員の国籍、信条、性別、社会的身分を理由として、不合理な差別的取扱いをしてはならない。

2 職員は、勤務に際しては職務上の責任を自覚し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第2章 採用

(採用)

第4条 職員は理事会が選考し、会長が任命する。

2 前項の選考は、職務を遂行するために必要な能力、適性などを判定して行う。

3 協会が管理する区民利用施設の運営委員会は、当該施設の職員を採用する場合には、採用すべき職員を推薦することができる。

(選考時の提出書類)

第5条 協会に採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 自筆の履歴書
- (2) 写真（3ヶ月以内に撮影したもの）
（採用時の提出書類）

第6条 新たに採用された者は、協会の指定する日時までに、次の書類を提出しなければならない。
ただし、選考の際、既に提出してあるものはこの限りではない。

- (1) 誓約書
- (2) 通勤の方法
- (3) その他協会が必要とする書類
（労働条件の明示）

第7条 協会は、新たに採用した職員に対し、雇入通知書を交付することにより、労働時間、賃金などにかかわる諸労働条件を明示する。

（記載事項の変更届）

第8条 職員は、第6条の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに文書をもって届けなければならない。

第3章 勤務

第1節 勤務時間、休憩時間及び休日

（勤務時間）

第9条 職員の所定労働時間は次のとおりとする。

- (1) 所定労働時間
 - ア 地区センターコミュニティスタッフ 1日4時間、隔週勤務
 - イ 地区センターコミュニティスタッフ作業担当 1日3時間、隔週勤務
 - ウ コミュニティハウス・スクールスタッフ
及び師岡コミュニティハウスコミュニティスタッフ 1日4時間、1週5日以内勤務

 - エ 菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ 1日4時間、隔週勤務
 - オ 菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ作業担当
1日3時間、隔週勤務

 - カ ログハウススタッフ 1日4時間15分以内、
1週3日以内勤務

(2) 始業及び終業時間

ア 地区センターコミュニティスタッフ

時間帯	始業・終業時刻
A 時間帯	午前9時 ・ 午後1時
B 時間帯	午後1時 ・ 午後5時
C 時間帯	午後5時 ・ 午後9時

イ 地区センターコミュニティスタッフ作業担当

曜日	始業・終業時刻
月曜日から 日曜日まで	午前8時30分・ 午前11時30分

ウ コミュニティハウス・スクールスタッフ

勤務日数	勤務形態	始業・終業時刻
週5日	早番	午前9時・午後1時
	遅番	午後5時・午後9時

エ 菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ及び師岡コミュニティハウスコミュニティスタッフ

時間帯	始業・終業時刻
A 時間帯	午前9時 ・ 午後1時
B 時間帯	午後1時 ・ 午後5時
C 時間帯	午後5時 ・ 午後9時

オ 菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ作業担当

曜日	始業・終業時刻
月曜日から 日曜日まで	午前8時30分・ 午前11時30分

カ ログハウススタッフ

時間帯(夏季)	始業・終業時刻(4月から9月)
A 時間帯	午前9時 ・ 午後1時15分
B 時間帯	午後1時15分・午後5時30分

時間帯(冬季)	始業・終業時刻(10月から3月)
C 時間帯	午前9時 ・ 午後12時45分
D 時間帯	午後12時45分・午後4時30分

(休日)

第10条 休日は、次のとおりとする。

(1) 地区センターコミュニティスタッフ、及び同作業担当

- ア 協会があらかじめ定める週または、勤務不要日
- イ 12月28、29、30、31日、1月1、2、3、4日
- ウ その他協会が休日と定めた日

(2) コミュニティハウス・スクールスタッフ及び師岡コミュニティハウスコミュニティスタッフ

- ア 協会があらかじめ定める1週につき2日の日
- イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日

ウ その他協会が休日と定めた日

(3) 菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ及び同作業担当

ア 協会があらかじめ定める週または、勤務不要日

イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日

ウ その他協会が休日と定めた日

(4) ログハウススタッフ

ア 協会があらかじめ定める日

イ 12月29、30、31日、1月1、2、3日

ウ その他協会が休日と定めた日

(休日の振替)

第11条 協会は、業務の都合その他必要あるときは、前条の休日を他の日に振り替えることがある。

2 休日を振り替える場合は、原則として1週間以内の特定日を振替休日として指定する。ただし、休日は、4週間を通じ4日を下回ることはない。

(非常時の時間外及び休日労働)

第12条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、労基法33条の手続きを経て、所定の勤務時間を延長し、又は所定の休日に勤務させることができる。

第2節 出勤、退出、遅刻、早退等

(出勤及び退出)

第13条 職員は、始業時刻に仕事を開始できるように出勤し、終業時刻以降は特別の指示のない限り遅滞なく退出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第14条 始業時刻後に出勤した者は遅刻、終業時刻前に退出したものは早退とし、賃金の支払については、第4章の規定による。

(遅刻、早退、外出等の手続)

第15条 職員が、遅刻、早退、私用外出、その他不就業の場合は、所定の手続により事前に所属長（地区センターコミュニティスタッフ、及び地区センターコミュニティスタッフ作業担当については地区センター館長。コミュニティハウス・スクールスタッフ、菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ及び菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ作業担当についてはコミュニティハウス館長、ログハウススタッフについては協会事務局長。以下同じ）の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承認を得られなかった場合は、事後速やかに届け出て承認を得なければならない。

(欠勤手続)

第16条 職員が、病気その他やむを得ない理由で欠勤するときは、その具体的事由と予定日数を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることができないときは、欠勤した日から3日以内に届け出て、承認を得なければならない。

(診断書の提出)

第17条 職員が、私傷病により連続10日以上欠勤するときは、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。

第3節 休暇

(休暇の種類)

第18条 協会の定める休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) その他協会が指定した休暇

(年次有給休暇)

第19条 職員の年次有給休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年次有給休暇年度の初日に在職する者に次の表により年次有給休暇を与える。

週所定 労働日数	1年間の所定 労働日数	雇用更新年数				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日

- 3 年度の途中で採用された者の年次有給休暇は、前項の表により計算する。
- 4 年次有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。
- 5 休暇の翌年度への繰越加算はできない。

第4章 賃金

(賃金の締切日及び支払日)

第20条 賃金は毎月末日に締めきり、翌月15日に前月分の全額を支払う。

2 当日が休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、前項に定める支給日前の休日又は金融機関の休業日でない日に順次繰り上げて支払う。

(非常時払)

第21条 職員が、次の各号の一に該当し、その請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、既往の労働に対する賃金をその都度支払う。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 本人が退職し、又は解雇されたとき。
- (3) 本人又は妻の出産のための費用を要するとき。
- (4) 本人又は家族の結婚、葬儀、天災その他災厄若しくは傷病のための費用を要するとき。
- (5) 本人がやむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき。
- (6) その他、協会がやむを得ないと認めたとき。

(賃金の支払及び控除)

第22条 賃金は、その全額を通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし、法令に定められたものなどは控除する。また、賃金は労基法の手続きを経て、本人の申出により預金口座振込により支払うことができる。

(平均賃金)

第23条 この規定及び他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労基法第12条に定めるところによ

る。

(賃金控除)

第24条 賃金の一部を控除する場合には、時間割計算でこれを控除して行う。

(端数計算)

第25条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(賃金の分類)

第26条 賃金を次のとおり分類する。

- (1) 時間給
- (2) 通勤手当

(時間給の額)

第27条 時間給の額は、採用時に相手方との合意により決定する。

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、9,450円を上限として、通勤に要する実費相当額を支給するものとする。

第5章 服務規律

(服務の原則)

第29条 職員は、この規則のほか、協会の規則及び業務上の命令を遵守し、風紀、秩序の維持及び能率の向上に務め、お互いに人格を尊重し、並びに誠実に勤務しなければならない。

(遵守事項)

第30条 職員は、勤務に当たり次の事項を守らなければならない。

- (1) 自己の職務は、正確かつ迅速に処理し、常にその効率化を図ること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、協会の方針を尊重し、常に、同僚と互いに助け合い円滑な運営を期すること。
- (3) 消耗品は常に節約し、備品及び帳票類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意すること。
- (4) 不正不義の行為により、協会の信用を傷つけ、又は協会全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (5) 協会の施設、事務機器などをみだりに使用したり、許可なく私用に用いないこと。
- (6) 協会の許可なく自家用車で通勤し、又は業務に用いないこと。
- (7) 勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れ、又は他の者の業務を妨げないこと。
- (8) 協会の許可なく、施設内など敷地内で宗教活動、政治活動など業務に関係のない活動を行わないこと。
- (9) 協会の許可なく、施設内など敷地内で、業務に関係のない集会、文書掲示又は配付、放送などの行為をしないこと。
- (10) その他協会が定める諸規則、協会の通達及び通知事項を守ること。

(人権侵害及びセクシャルハラスメントの防止)

第30条の2 職員は人権侵害及び性差別としてのセクシャルハラスメントをいかなる形でも行ってはならず、これの防止に努めなければならない。

- 2 前項の防止を達成するため、健全なる職場環境の保持に努めなければならない。

- 3 その他職員のセクシャルハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める港北区区民利用施設協会セクシャルハラスメントの防止等に関する規程（平成20年3月19日制定）による。

（雇用期間）

第31条 職員の雇用期間は、採用日から当該年度の末日までとする。ただし、地区センターコミュニティスタッフ作業担当、及び菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ作業担当は、5年度を限度として、また、地区センターコミュニティスタッフ（作業担当を除く）、コミュニティハウス・スクールスタッフ、菊名コミュニティハウスコミュニティスタッフ及びログハウススタッフは、2年度を限度として更新を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず地区センター及び菊名コミュニティハウスのコミュニティスタッフ作業担当は70歳、地区センター及び菊名コミュニティハウスのC時間帯（午後5時から午後9時）勤務のコミュニティスタッフ及びコミュニティハウス・スクールスタッフは68歳、その他のスタッフは65歳の各年齢に達した場合には、次年度以降の更新は行わないものとする。

3 事情やむをえない場合に限り、理事会の承認により更新できる。

（退職）

第32条 職員が、次の各号の一に該当する場合は退職とする。

- (1) 退職を願い出て、承認されたとき。
- (2) 死亡したとき。

（解雇）

第33条 職員が次の各号の一に該当する場合は解雇する。

- (1) 勤務成績が不良で職員としての適格性を欠くとき。
- (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 業務の都合により廃職又は過員を生じたとき。
- (4) 協会運営上著しく不相当とみられる事実があるとき。
- (5) 法令又は協会諸規定に違反したとき。

第6章 研修

（研修）

第34条 協会は、協会の業務に関する職員の知識、技能などの向上を図るために必要な研修を行う。

2 職員は、協会の行う研修を進んで受けなければならない。

第7章 安全及び衛生

（安全の確保）

第35条 協会は安全確保及び災害防止に努めるものとする。

（安全の心得）

第36条 職員は、安全担当者その他の関係者の指示に従い、安全維持及び災害の防止に努めなければならない。

（衛生の確保）

第37条 協会は、職員の保健衛生に関する事項につき注意を払い、職員の健康の維持増進を図ること

に努めるものとする。

(衛生の心得)

第38条 職員は、常に衛生担当者その他の関係者の指示に従い、保健及び衛生に関する事項を守り、健康維持増進に努めなければならない。

附 則

(制定, 改廃)

1 この規則の制定及び改廃は理事会の決議による。

(規則の実施)

2 この規則は、平成8年4月1日より施行する。

3 この規則は、平成9年6月1日より施行する。

4 この規則は、平成10年6月1日より施行する。但し、第19条及び第25条の改正部分については、平成9年9月1日から実施する。

5 この規則は、平成11年4月1日より施行する。

6 この規則は、平成13年4月1日より施行する。

7 この規則は、平成14年4月1日より施行する。

8 この規則は、平成16年4月1日より施行する。

9 この規則は、平成18年4月1日より施行する。

10 この規則は平成20年3月27日から施行する。ただし、第30条の2の規定については平成20年3月20日から施行する。

平成20年度施設運営アンケート・利用者会議について

【団体利用アンケート結果】

《アンケート実施日:20年8月27日～9月22日 回答団体:45団体》

当館の利用団体は、15人以下の団体が約80%を占め、約35%の団体が会員募集をしており、当館として支援方法を検討する必要がある。

また、文化祭については、22%の団体に知られていないので、今後も文化祭のPRと共に館の存在を広報していく必要があると考える。

【個人利用アンケート結果】

《アンケート実施日:21年1月5日～11日 回答人数:95人》

施設全体の利用の感想は、満足、普通と回答した割合は94.7%で、殆どの方が問題なく利用していることが今回も分かった。

不満と回答された9人のうち、5人が学習室利用で「『携帯電話のマナーモード音』、『ドアの開閉音』、『おしゃべり』が煩わしい」等、3人が図書室利用で「児童書が少ない」、「新刊本の購入要望」等、1人が交流ロビー利用で「子供の声が煩わしい」との回答があった。

これらご意見に対し、利用者にマナーを守って頂くよう再度注意を喚起するとともに、予算の許す限り図書の購入を進める。また、今後も利用者の声を大切にして満足度を高めていく必要がある。

【利用者会議の主な意見】

《開催日:20年8月27日 参加者17人》

1 多目的室申込み方法の続行について

- ・「抽選方式」の続行賛成

2 利用団体の活動内容の紹介、会員募集の紹介

- ・文化祭での活動団体の貼り出し、会員募集の館内貼り出し、

20年度 職員研修実施実績

(平成20年4月1日～21年3月31日実施)

施設名：菊名コミュニティハウス

実施年月日	テーマ	研修対象	参加人数
20年6月9日	接遇応対・基本研修	20年度採用の副館長及びスタッフ	3人
20年7月18日	救急救命講習(防災指導協会)	副館長	1人
20年8月13日	人権啓発研修	副館長	2人
20年9月10日	人権啓発研修	館長	1人
20年9月16日	職員防災・避難誘導訓練、AED 取り扱い訓練	館長・副館長・全 スタッフ	11人
20年9月16日	合同職場研修(業務研修)	館長・副館長・全 スタッフ	11人
20年11月12日	個人情報保護・人権啓発研修	館長	1人
21年2月7日～ 23日	消火・避難誘導訓練	館長、副館長、全 スタッフ	11人
21年3月4日	新採用職員研修(協会)	21年度採用の副 館長及びスタッフ	5人
21年3月18日	新採用者業務研修(全体研修)	21年度採用の副 館長及びスタッフ	5人
21年3月19日・ 23日	新採用者勤務時間別研修	21年度採用の副 館長及びスタッフ	5人